

2021年1月14日

関係者各位

市川欽一税理士事務所
税理士 市川 欽一

緊急事態宣言に対する当事務所の業務について

2021年1月14日に大阪府においても、新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急事態宣言が発出されました。これに対する当事務所の業務についてご連絡を申し上げます。

記

当事務所としては、政府・知事からの外出自粛等の要請を鑑み、2021年1月日より2021年2月7日の間、原則として、在宅での勤務とさせていただくこととしました。事前にメール・電話については、通常通りの対応ができるように体制を整えておりますので、メール・電話にて担当者にご連絡いただけましたらと存じます。

ただ、郵便物・FAX・ご来社については、業務上の必要に応じて出社するスタッフの出社時での対応となることが想定されますので、即時的な対応ができない可能性がありますこと、事前にご連絡とお詫び申し上げます。

仕事柄、申告書など提出期限を意識する必要がある業務が内容ですので、皆様との更なる連携での業務が必要かと存じます。この間、なにかと大変なこともあるかもしれませんが、皆様と協力してこの難局を乗り越えていけたらと思っております。

略儀ながら書中をもちまして、ご連絡を申し上げます。

以上。